

徳島県共同募金会三好市共同募金委員会「地域福祉推進公募事業」実施要領

(目的)

第1条 この要領は、徳島県共同募金会三好市共同募金委員会（以下「本会」という。）が、三好市におけるボランティアや特定非営利活動法人等の市民活動団体が実施する地域福祉活動に対し地域配分金を財源として助成を行ない、地域福祉の推進ならびに共同募金事業への理解の拡大を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、本会とする。

(助成金の交付対象)

第3条 助成金の交付対象は、三好市内で活動する法人格を持たない任意団体または特定非営利活動法人とし、次の要件をみたすもの。

- (1) 三好市に拠点を置く団体で3名以上で構成されていること。
- (2) 構成員が明確にされていること。

(助成金の交付対象とする事業)

第4条

- 1 助成金の交付対象とする事業は、地域福祉推進の視点から「誰もが安心して生活できる福祉のまちづくり」を目指す事業で、三好市内で実施する次のものとする。
 - (1) 地域住民を対象とした、地域福祉の推進に関する事業。
 - (2) 活動の発展のために必要な資機材の購入に係る経費。
- 2 次の経費は交付対象としない。
 - (1) 団体構成員の互助、またはそれに類する目的の事業にかかる経費。
 - (2) 団体の運営にかかる経費。
 - (3) その他、徳島県共同募金会三好市共同募金委員会会長（以下「会長」という。）が不適当と認める経費。

(助成金の交付金額)

第5条 助成金の交付金額は、次のとおりとする。

- (1) 3万円を限度とし、3団体に交付する。
- (2) 助成の回数は、1団体につき1回とする。

(助成対象団体の募集)

第6条 助成対象団体の募集は、公募により行う。

(審査)

第7条 審査は、次の第1次審査から第3次審査までとし、審査基準については本会会長が別に定める。

- (1) 第1次審査 書類による選考（三好市共同募金委員会事務局で実施）
- (2) 第2次審査 プレゼンテーションによる選考（会長が必要と認めた場合、実施）
- (3) 第3次審査 徳島県共同募金会三好市共同募金委員会協議（本所で実施）

(審査員)

第8条 審査員については、徳島県共同募金会三好市共同募金委員会委員で行う。

(申請手続き)

第9条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、申請書（様式第1号）を本会会長に提出しなければならない。

(審査結果通知)

第10条 本会会長は、審査の結果を審査結果通知書により申請団体に通知する。

(事業報告)

第11条 助成を受けた団体は、事業終了後1ヶ月以内または、当該年度の2月末日までに事業報告書（様式第2号）と活動状況の写真を貼付し本会会長へ提出しなければならない。

(是正のための措置)

第12条 本会会長は、規定による報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に命ずることがある。

(決定の取消し)

第13条 本会会長は、助成事業者が助成金の他の用途への使用をし、その他の助成事業に関して助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく本会会長の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第14条 本会会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しにかかる部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 本会会長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要領の実施に関し、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年7月1日より施行する。